

海蔵地区防災計画

(趣 旨)

第1条 この計画は、地震、風水害をはじめとする大規模災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止し軽減を図るため、地区住民が自主的な活動を行う必要な事項を定めるものとする。

(活動指針)

第2条 海蔵地区防災会の目的を達成するために、海蔵地区市民センター及び関係機関等と連絡調整を図り、平常時の防災対策活動及び災害時の災害初活動等、地区住民が一致団結して積極的な防災活動施策を確立する。

(組織の役割)

第3条 平常時の防災活動及び災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、海蔵地区防災隊の役割は、次によるものとする。

- 1 海蔵地区防災隊長
防災関係機関との連携を図り、各自治会自主防災隊及び自治会等を総括して防災対策活動を行う。
- 2 各自治会自主防災隊長（各自治会長等）
各自治会自主防災隊等を指揮すると共に、地区防災隊長を補佐する。
- 3 各自治会自主防災隊（班長等）
各自治会自主防災隊長の指揮をうけ「海蔵地区防災会規約」の役割を積極的に行う。
- 4 第一市民防災隊長は海蔵地区消防分団との連携協力を図り、任務を遂行する。
- 5 諮問機関は第2条推進のため、各種助言を行う。

第4条 平常時の防災活動は、次によるものとする。

- 1 防災知識の普及
地区住民の防災意識の高揚を図るために、次により防災知識の普及を行う。
 - (1) 防災組織及び防災計画の内容
 - (2) 災害についての知識
 - (3) 地域の実情に応じた防災知識
 - (4) 各家庭における防災上の留意事項
- 2 防災訓練の実施
四日市市防災会議、四日市市が実施するもののほか、地区の事情に応じて適時、防災

訓練もしくは研修を実施するものとする。

- (1) 情報の収集伝達訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出、救助活動訓練
- (5) 応急手当、搬送訓練
- (6) 災害時要援護者に対する訓練
- (7) その他必要な訓練及び研修

3 出火防止

大地震等の出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて、点検・整備する。

- (1) 火気使用設備、器具等の整備及びその周辺の整理整頓状況
- (2) 可燃性危険物品等の保管状況
- (3) 消火器等消火器材の状況
- (4) その他、出火危険箇所の状況

4 避難体制の確立

避難に際し支障がないよう事前に避難場所及び避難路を点検し、最も安全な経路の選定を行うとともに安全の確保に努める。

5 災害時要援護者の安全確保

福祉協力員の見守り（福祉ネットワークづくり）地区に居住する要援護高齢者及び障害者等の確保に努める。

6 防災活動上の特殊技能者の協力

医師、看護婦、建設専門職人、アマチュア無線従事者等及びその他災害時に有効な活動をなしえる人材、会社、事業所等と事前に協力体制をとっておくものとする。

7 防災資機材の把握

防災資機材等を効果的に活用するため、その備蓄及び管理状況の把握に努めるものとする。

（災害時の防災活動）

第5条 災害時の防災活動は、次によるものとする。

1 情報の収集、伝達

地区内の被害状況等災害情報を正確かつ迅速に収集し、防災関係機関に報告する。また、防災関係機関、報道関係機関等の提供する情報を地区住民等に伝達する。

〈災害情報の内容〉

第1報（概要速報）

- ・被害状況（人的、物的、構造的）
- ・避難状況
- ・活動状況

第2報（詳報・個人情報）

第1報により更に正確な詳報及び詳細な個人情報を含めた情報とし、第3報以降必要に応じ報告する。

2 初期消火

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする要因となるため、出火防止の徹底を図るとともに、出火の際は初期消火活動に協力するように努めること。

3 救出救護

救出・救護を要する者が生じた時は、直ちに救護活動を行うとともに、負傷者が医師の手当てを必要と認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する地区救護所に搬送する。

4 避難誘導

警戒宣言が発せられた場合、突発地震が発生した場合、風水害の場合及び火災の延焼拡大等により、人命に危機が生じ、又は生じる恐れがあるときは、自主的に避難するとともに、避難準備・避難勧告・避難指示等が発令された場合は円滑に指定した避難場所、避難所に避難できるように努めること。

（災害時の救援活動）

第6条 災害時の支援活動は、時間が経過するごとに変化するので、時々の状況で判断しながら以下のような取り組みを実施していく。

1 発生直後の取り組み

（1）災害発生時から3日

- ・災害対策本部の設置
- ・状況把握（無線等による）
- ・人命優先の支援活動

（2）3日目から1週間

- ・組織的な支援体制づくり
- ・情報提供

2 生活支援期（避難所や在宅での支援活動）

生活支援を中心に災害後、生活を立て直すまでの間、避難所や仮設住宅での生活支援として、炊き出しや救援物資の配布、相談窓口の開設等で精神的、人的支援活動を展開する。

付 則

この計画は、平成18年 4 月 1 日から実施する。

この計画は、平成22年 6 月 14 日から実施する。